

## 会員制度運営規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下、「日教弘」という。）の会員に関する事項を定めることを目的とする。

(会員の範囲)

**第2条** この法人の会員は、つぎの通りである。

- (1) 会員は各都道府県、市（特別区を含む）町村等に設置された公立の学校、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる者又は、これらの退職者であって、日教弘の趣旨に賛同した者とする。
- (2) 前号でいう「学校、その他の教育機関に勤務する教職員」とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条」に規定する職員をいい「準ずるもの」とは、次に掲げる者を言う。
  - ①日教弘及び日教弘支部の役員及び職員
  - ②国立学校及び私立学校の教職員
  - ③都道府県、市（特別区を含む）町村等に設置された教育委員会の職員
  - ④教職員組合、教職員互助会、学校生活協同組合等教職員団体の役員及び職員
  - ⑤その他理事会が加入を適当と認めた者

(入会)

**第3条** 会員になろうとする者は、別に定める加入申込書を日教弘理事長に提出しなければならない。

(資格の取得)

**第4条** 資格の取得は、前条の規定により、日教弘理事長が加入申込書を受領した日とする。

(会員証)

**第5条** 会員には会員証を発行する。会員証には、次の各号の一つに該当する場合、日教弘ライフサポート倶楽部の利用証を付帯する。

- ①会員が共済制度に加入したとき。付帯期間は、共済制度を継続している期間
- ②上記①以外の会員。付帯期間は、会員となった日から3年間

(会員の権利及び義務)

**第6条** 会員は次の権利を有し、義務を負う。

- ①日教弘の行う事業、行事に参加する権利
- ②日教弘の厚生福祉施設および福利厚生サービスを利用する権利
- ③日教弘の諸規程を守る義務

(会員資格の喪失)

**第7条** 会員は、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を失う。

- ①死亡したとき
- ②退会したとき
- ③除名されたとき
- ④日教弘が解散したとき

(退会)

**第8条** 会員は、別に定める退会届を日教弘理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が日教弘の名誉を傷つけ、その他会員としてふさわしくない行為を行ったときは、理事会の議決を以って除名することができる。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附則

(施行)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。